政策会議案件書(審議案件)

令和7年10月7日提出

案部	件 担課	当 等	都市環境部環境課
案	件 名	称	三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針について
部会審	門 議 議した	営で日	令和7年10月1日
資	料の有	無	■有□無

審議依頼事項

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて

現状と課題

都市緑地法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第 40号) が公布され、令和6年11月8日から施行された。

これにより、都市緑地法(以下「法」という。)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で定める事項について改正されたため、法と同様の趣旨を規定している本市の条例について必要な規定の整備を行うものである。

案件担当部課等の見解

別紙、基本方針のとおり、三浦市みどりの条例の一部を改正したい。

審議決定後は、令和7年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

総合計画 大綱3 住み心地のよい都市をめざして

目標6 快適で安全性の高い生活基盤の整備

施策2 自然資源等の保全・活用の推進

備 考 説 明 員 石 塚 環 境 課 長 、 道 野 環 境 課 環 境 GL